

「火薬類取締法令の要点」の一部修正（2025.1.7）

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第90号）が令和6年12月26日に公布されたことに伴い、記述の一部に修正すべき箇所が生じました。削除する箇所を取り消し線で、追加する箇所を赤字で、それぞれ当該箇所のみ以下に示します。

1.4 火薬および火工品の換算

規則第1条の6 火薬及び火工品（煙火及びその原料用火薬、導火線、電気導火線並びに導火管を除く。）については、次の表の数量をそれぞれ爆薬1トンに換算して第3条第1号、・・・第31条第4号の4及び第5号、第67条第4項第1号の表並びに第69条第2項の表（消費者の項を除く。）を適用する。

火薬及び火工品	爆薬1トンに換算される数量
火薬	2トン
実包又は空包	200万個

[以下、略]

2 [略]

3 [略]

4 第1条の2第1号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、・・・、第26条第1項第4号並びに第31条第4号の4及び第5号を適用する（特定コンジット推進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。）

1.5 特定硝安油剤爆薬等の特例

規則第1条の7 硝安油剤爆薬又は含水爆薬であって経済産業大臣が告示で定めるもの（以下「特定硝安油剤爆薬等」という。）・・・、第26条第1項第4号並びに第31条第4号の4及び第5号の適用において、当該各項各号に掲げる爆薬の数量は、特定硝安油剤爆薬等（火工品にあつては、その原料をなす特定硝安油剤爆薬等）1.2トンにつき爆薬1トンとして計算するものとする。

2.3.2 製造業者に係る軽微な変更の工事等

規則第8条 法第10条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

1号 工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場（以下「工室等」という。）内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事

イ 暖房装置

ロ 照明設備

ハ 静電気除去設備

ニ 窓又は出口を構成する扉、錠その他の部材

ホ 排気装置

1号の2 [略]

1号の3 工室等内の設備のうち、照明設備の変更の工事であって、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

2号 土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事

3号 工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置又は手押し車の変更の工事

4号 製造施設又は設備の撤去の工事

2 [略]

5.1.2 火薬庫の構造または設備に係る軽微な変更の工事等

規則第14条 法第12条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

1号 火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事であって、当該取替えの工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

イ 暖房設備

ロ 照明設備

ハ 内面の建築材料

1 号の 2 火薬庫内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの変更の工事であって、当該変更の工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置を講じたもの

イ 照明設備

ロ 警鳴装置

2 号 火薬庫の屋根の外表面、通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事

3 号 火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事

2 [略]

5.3.4 土堤

規則第 31 条 土堤を設ける場合にあつては、次の各号の規定によらなければならない。

1 号～3 号 [略]

4 号 土堤の勾配は、45 度より急でない勾配とすること。ただし、土堤の内面を補強し崩壊を防止するための措置を講じる場合にあつては、その内面を 90 度 ~~最大貯蔵量爆薬 600kg 以下の火薬庫であつて、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合にあつては、当該部分については、75 度より急でない勾配とすることができる。~~

4 号の 2 [略]

4 号の 3 [略]

4 号の 4 第 4 号ただし書の土堤の内面を補強し崩壊を防止するための措置として、その内面を鉄筋コンクリートで補強する場合にあつては、当該補強部分の高さは土堤の高さの 2 分の 1 以下とし、かつ、前号の規定にかかわらず、土堤の頂部の厚さは 1 メートルに鉄筋コンクリートの厚さを加えた厚さ以上とすること（最大貯蔵量爆薬 600 kg 以下の火薬庫であつて、土堤の内面を 75 度より急でない勾配とする場合を除く。）。

5 号 土堤は、火薬類の爆発の際、火炎や飛散物が外部へ放出されることを防止し、かつ、軽量の飛散物となるような材料を使用すること。

- ~~65~~号 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの3分の1以下とすること。~~し、最大貯蔵量爆薬1トン以上の場合にあっては、内面の土留は、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫等に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。~~
- ~~76~~号 火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場が2以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。**この場合において、第四号ただし書の規定は、適用しない。**
- ~~87~~号 土堤の堤面には、できるだけ土堤の崩壊を防止するための措置[例示1]を講ずること。

5.3.5 簡易土堤

規則第31条の2 簡易土堤を設ける場合にあっては、前条第1号から第3号まで及び第~~76~~号の規定のほか、次の各号の規定によらなければならない。
1号 [以下、略]

11.1 安定度試験を実施すべき火薬類の期間

規則第57条 法第36条第1項に規定する安定度試験を実施すべき火薬類の期間は、**硝酸エステル又はこれを含有する火薬若しくは爆薬にあっては、製造後1年**~~左の各号に掲げるものとする。~~

~~1号 硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬にあっては、製造後1年~~

~~2号 硝酸エステルを含有しない爆薬にあっては、製造後3年~~

2 前項第1号の火薬または爆薬**であって**、製造年月日の不明なものは製造後2年以上を、~~同項第2号の爆薬で製造年月日の不明なものは製造後3年以上を~~経過したものとみなす。

11.2 安定度試験の方法

規則第58条 法第36条第1項の安定度試験の方法は、次条**及び**~~から~~第~~60~~~~4~~条**まで**に定める遊離酸試験**及び**、耐熱試験**および**加熱試験とし、その実施区

分は次左表による。

火薬類の種類	実施区分	
硝酸エステル又はおよびこれを含む火薬若しくはまたは爆薬	製造後 1 年以上を経過したもの	年に 1 回遊離酸試験又はまたは耐熱試験を行うこと。
	製造後 2 年以上を経過したもの	製造年月日から 2 年を経過した月から 3 箇月ごとに 1 回耐熱試験を行うこと。
	製造年月日不明のもの	入手後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、3 箇月ごとに 1 回耐熱試験を行うこと。
硝酸エステルを含有しない爆薬	製造後 3 年以上を経過したもの	年 1 回遊離酸試験を行うこと。
	製造年月日不明のもの	入手後直ちに遊離酸試験を行い、当該試験日後、年 1 回遊離酸試験を行うこと。
硝酸エステルを含有しない爆薬の遊離酸試験において 4 時間以内に青色リトマス試験紙が全面にわたり赤変するものについては、加熱試験を行うこと。		

~~2 火薬類を輸入した者は、前表によるほか輸入直後において硝酸エステルおよびこれを含む火薬または爆薬については遊離酸試験および耐熱試験、硝酸エステルを含有しない爆薬については遊離酸試験および加熱試験を行わなければならない。~~

~~2-3~~ [略]

~~3-4~~ [略]

[注] 安定度試験の合格基準（規則第 62 条）は省略する。